

第421回東京地方最低賃金審議会 議事録

- 1 日 時 令和3年7月17日（土） 午前10時00分から午後11時19分
- 2 場 所 九段第3合同庁舎11階 共用第1-1,1-2会議室
- 3 出席者 公益代表委員6名 労働者代表委員6名 使用者代表委員6名
- 4 議事録

都留会長 定刻になりましたので、第421回東京地方最低賃金審議会を始めさせていただきます。

はじめに、委員の出欠状況について事務局から報告してください。

賃金指導官 ご報告申し上げます。

本日は、委員定数18名全員がご出席ですので、最低賃金審議会令第5条第2項に定める定足数である全委員の3分の2以上、または各側委員の各3分の1以上を満たしておりますことをご報告いたします。

都留会長 ありがとうございます。

では、本日の議事録の確認は、賃金審議会運営規定第7条に基づき、公益委員は私、労側委員は高野委員、使側委員は海老澤委員にお願いします。

議事に入ります前に、東京労働局長よりご発言があるそうですので、お願いします。

局長 皆さん、おはようございます。東京労働局長の土田でございます。

本日の審議に先立ちまして、一言おわび申し上げます。

厚生労働本省におきまして、中央最低賃金審議会の審議資料として提出いたしました賃金改定状況調査結果につきまして、集計誤りが判明し、先般の中央最低賃金審議会におきましても、その旨、報告されたところでございます。

その集計誤りの結果、令和2年と令和3年の第4表の賃金上昇率を訂正することとなりました。

このうち、令和2年の賃金改定状況調査につきましては、昨年のこの東京地方最低賃金審議会においても資料として配付をし、ご審議いただいたところでございます。

詳細は事務局から説明させていただきますが、重要な調査、統計における誤りとなり、深くお詫び申し上げます。

賃金課長 それでは、事務局のほうからご説明をさせていただきます。賃金課長の田村と言います。

資料のほうですが、黄色い紙を挟みまして、資料その2の、シールがついてございます1-2をご覧ください。こちらに、第3回目安に関する小委員会の中央最低賃金審議会に提出されました資料をおつけしてございます。

訂正内容について1枚ものの裏表の紙がついてございます。また、145ページ以下には、それぞれ正誤表の形で、訂正後のもの、訂正前のものということで、第4表の①、②について、148ページまで載っておるところでございます。149ページ以下には、また詳細な資料がついてございます。

本件についてでございますが、中央最低賃金審議会が公開しました資料のうち、令和2年及び令和3年の今ご紹介しました第4表①、②の賃金上昇率に誤りがございました。

誤りの原因としましては、厚生労働省において集計する業種を細分化した際に、集計プログラムに誤った改修を行ったというふうに聞いてございます。

再発防止対策としましては、厚生労働省では作業手順及び作業体制を見直すということとしております。大変申し訳ございませんでした。

私からの説明は以上です。

都留会長 ただいまの事務局からの説明について、ご質問やご意見などがございませぬか。

まず、労働側委員はいかがでしょうか。

田代委員 労働側の委員の田代と申します。よろしく申し上げます。

今ご報告、ご説明あったかと思いますが、昨年、今年ですね、中賃の資

料で第4表に誤りがあったということで、中賃の審議、去年なり今年なりの中賃の審議にかなり影響は少なからず与えたかというふうに思っております。

今年においては、中賃の最中に一応発覚といたしますか、気がつかれて説明をされたということでありましたが、昨年においては、それを基に審議をしたと、その結果になったということで、本当に中賃の審議の内容に影響を与えたと思いますので、これからは絶対にないように、ぜひ徹底いただきたいと。

また、今後の対策に関してもご説明あったかと思えます。ぜひよろしくお願ひしたいと思えます。

また、東京においても、昨年の令和2年の結果ですね、第4表は大事な表であります。昨年、私の記憶の範囲では、使側の先生方はあまり重要視されていなかった、昨年においてはですね、記憶しておりますが、少なからず昨年の審議にも影響を与えたということでありますので、東京においては、もし公益の先生から昨年の結果に関して、もし何かコメントがあればお願ひいただければと思っております。

ぜひ、これからはそういったことのないように、よろしくお願ひしたいと思えます。

以上でございます。

もし何か補足等あれば、お願ひしたいと思えます。

都留会長 後ほど、会長としてこの件について発言をいたしますので、他の委員の方、特にご発言なければ、それに委ねさせていただきます。

労側委員ほか、ご質問、ご意見等ございますか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

都留会長 使側委員、いかがでしょうか。

海老澤委員 第4表でいうならば、使側にとっては、重要な賃上げの審議に対しての統計と、調査結果ということでございますので、調査の集計等に関しては、今後はこういうことが起こらないように、ぜひご注意いただければと思えます。

簡単ですが、以上でございます。

都留会長

ありがとうございました。

他の使側委員、いかがですか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

都留会長

各側から意見が出されましたが、事務局、いかがでしょうか。

基準部長

労働基準部長の小島でございます。

ご審議いただく際の調査統計における今回のような誤りについて、ご指摘いただいた点を真摯に受け止めまして、二度とこのようなことがないように対応してまいりたいと思います。本当に申し訳ございませんでした。

都留会長

それでは、本件について私の見解を述べたいと思います。

ただいまの事務局からの説明に対して、私の意見を述べます。

賃金改定状況調査は、中央最低賃金審議会において目安審議の参考とされることに加えて、東京地方最低賃金審議会においては、委員から賃金改定状況調査の第4表に基づく主張がある等、最低賃金を引き上げる金額を決める重要な審議資料となっております。その第4表の賃金上昇率の数字に誤りがあったことについては、極めて遺憾であると言わざるを得ないです。

厚生労働省並びに事務局は、この事態の深刻さを強く反省され、再発防止策の徹底を求めるところです。

正確ではなかった数値を前提に議論をし、公益委員見解を出したことに對して、皆様に深くおわび申し上げます。本当に申し訳ありませんでした。

今後は、厚生労働省並びに事務局において、再発防止策とその検証に努めていただき、正確な資料に基づいて、今年度以降の東京都最低賃金の議論ができるように努力してまいります。

以上です。

本件に関する議論は以上とさせていただきます、今年度の議論に移りたいと考えますが、各側はいかがでしょう。

(「異議なし」の声あり)

都留会長

よろしいですね。それでは、お手元にお配りしております議事次第に従い、議事を進めてまいります。

まず、議事(1)ですが、令和3年7月16日付で、中央最低賃金審議

会におきまして答申が出されております。その「令和3年度地域別最低賃金額改定の目安について」という表題の答申内容に関して、事務局から説明をお願いします。

賃金課長

それでは、事務局から説明をさせていただきます。資料（その2）の資料2、159ページをご覧ください。資料の黄色い紙を挟んで（その2）になってございます。資料2というシールがついてございますので、そこから令和3年7月16日付、中央最低賃金審議会答申が載ってございます。

答申につきましては1にありますとおり、金額に関し意見の一致をみるに至らなかったとしまして、2、地方最低賃金審議会における審議に資するため、公益委員見解並びに目安小委員会報告を地方最低賃金審議会に提示するとされました。

3におきましては、地方最低賃金審議会においては公益委員の見解を参酌し、自主性を発揮することを強く期待するとしております。

4におきましては、業務改善助成金について特例的な要件緩和・拡充を早急に行うことを政府に対し強く要望するとしております。

続きまして、公益見解についてご説明をさせていただきます。160ページをご覧ください。

令和3年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安は、東京を含むAランク、Bランク、Cランク、Dランク、全てのランクが金額28円とされました。

公益委員見解を取りまとめるに至った理由が7点ほど挙げてございます。

①としまして、賃金改定状況調査結果第4表、春季賃上げ妥結状況等における賃金上昇率は、昨年より上げ幅は縮小しているが引き続きプラスの水準を示している。また、昨年度は、最低賃金の引上げの目安を示せず、最低賃金の引上げ率は0.1%であった。

②としまして、消費者物価指数は横ばい圏内で推移しており、名目GDPは、令和2年には落ち込んだものの、足下では一時期より回復していること、加えて、新型コロナウイルス感染症の感染状況については予断を許さないものの、今年度はワクチン接種が開始されるなど、少なくとも昨年度とは審議の前提となる状況が異なっている。

③としまして、法人企業統計における企業利益は、足下では、産業全体では

回復が見られること。

次のページです。また、一部産業では引き続きマイナスとなっているものの、政府として、感染症の影響を受けて厳しい業況の企業に配慮しつつ、生産性向上等に取り組む中小企業への支援強化、下請取引の適正化、金融支援等に一層取り組む方針である。

④としまして、雇用情勢は、令和2年には悪化したものの、足下では横ばい圏内で推移しており、有効求人倍率は1倍を超え、失業率も3%以下で推移している。

⑤としまして、政府としましては、最低賃金について、より早期に全国加重平均1,000円を目指すこととされているところ、①から④までの状況を総合的に勘案をすれば、平成28年度から令和元年度までの最低賃金を3.0～3.1%引き上げてきた時期と比べて、今年度の状況は大きく異なるとは言えず、最低賃金をその時期と同程度引き上げた場合に、マクロで見た際の雇用情勢に大きな影響を与えるとまでは言えないと考えられる。

⑥としまして、地域間格差への配慮の観点から、少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていく必要がある、また、賃金改定状況調査結果第4表のうちAランクとCランクが最も高い賃金上昇率であった。一方、雇用情勢については昨年においてAランクを中心に悪化したこと等を総合的に勘案する必要がある。

最後、⑦としまして、最低賃金を含めた賃金の引上げにより、可処分所得の継続的な拡大と将来の安心の確保を図り、さらに消費の拡大につなげるという経済の好循環を実現させることや、非正規雇用労働者の処遇改善が社会的に求められていることを特に重視する必要がある等の検討を行ったことを根拠としてございます。

目安小委員会としましては、地方最低賃金審議会において、地域別最低賃金の審議に際し、地域の経済・雇用の実態を見極めつつ、目安を十分に参酌することを強く期待するとされております。

また(2)におきましては、生活保護水準と最低賃金との乖離が生じていないということを確認しております。

(3)としましては、最低賃金引上げの影響については、影響率や雇用者数

等を注視しつつ、慎重に検討していくことが必要であるとされております。

最後に、小委員会報告から目安小委員会における審議において主張されました、労働者側、使用者側の見解をご説明させていただきます。

労働者側の見解でございますが、162ページでございます。

現在も新型コロナウイルス感染症による影響は予断を許さないものの、先行きを見通す環境は確実に変化しており、ワクチン接種や世界・日本経済の回復など、昨年度とは明らかに状況が異なるとしまして、最低賃金を改定しないことは社会不安を増大させ格差を是認することと同義であり、有額の目安を示すことで、セーフティネットとしての機能を果たし、最低賃金法第1条にある「国民経済の健全な発展に寄与する」という目的を達成するべきであるという主張がされました。

さらに、日本の最低賃金が国際的に見ても低位であること、エッセンシャルワーカーの中には処遇が高くない労働者も少なくなく、コロナ禍で懸命に働き続けている労働者の努力に報いるためにも、最低賃金の引上げを行うべきである等の主張をされたところでございます。

一方、使用者側の委員からは、新型コロナウイルス感染症の感染再拡大の兆候が見られ、第5波の到来が懸念されているうえ、休業要請等により経済活動が抑制された状況では、中小企業はコロナ禍で従前にもまして、賃金支払能力が乏しい状況にあるとの認識を示しました。

今年度は最低賃金決定要素の3要素のうち、通常の実業の賃金支払能力を最も重視して審議を進めるべきであると主張されまして、コロナ禍の影響が深刻な宿泊・飲食・交通・運輸などの業種において、経営状況や賃金支払能力に焦点を当てるべきであると述べられました。

最低賃金の引上げは危機的な経営状況の経営者にとって、雇用を維持したいという切実な思いを切り捨てるものにほかならないとの認識を示されました。

以上を踏まえまして、今は、「事業の存続」と「雇用の維持」を最優先すべきであり、今年度は最低賃金を引き上げず、「現行水準を維持」すべきであると主張されました。

目安小委員会としましては、地方最低賃金審議会における円滑な審議に資するため、これを公益委員見解として地方最低賃金審議会に示すよう総会に報告

することとされております。なお、使用者側委員からは、公益委員見解を地方最低賃金審議会に示すよう総会に報告することは適当ではないとの意見を表明されたということでございます。

私からの説明は以上です。

都留会長

ありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明について、ご質問はありますか。よろしいですか。

中央最低賃金審議会答申により示された目安及び基礎調査結果や資料の説明を踏まえ、労・使各側から現段階における基本的な考え方の表明をお願いいたします。

まず、労側はいかがでしょう。

田代委員

今、詳細にわたる小委員会の報告を含めて、ありがとうございました。

労側の意見ということで述べさせていただきたいと思います。

本年の審議会、昨年に引き続いてコロナ禍での審議となるということは言うまでもありません。昨年は、コロナウイルス感染症に対する備えも知見もない中での審議だったかと思います。ただ、この1年間、様々な経験や対応を積み重ねてくる中で、経済状況はもとより、働き方や暮らしそのものが大きく変わってきているということを踏まえての審議になると認識をしております。

コロナ感染症の影響は感染拡大におけるまん延防止等重点措置、また、現在でも発出されておりますが、緊急事態宣言を繰り返す状態が続いており、現在も宿泊や飲食を中心に、一部の産業、業種で厳しい経営環境下にあるということは私達も認識をしております。

ただ一方で、最低賃金近傍で働く労働者は、解雇や勤務日数の減少によって収入が激減する、そういった中での生活、その困窮度は深刻さを増しているということでもあります。私ども労働組合の連合に寄せられる労働相談の中でも、不安を訴える声が数多く寄せられ続けております。

そのような中、唯一確かな見通しが望めるワクチン接種スタートということで、私も昨日、ワクチンを打ってまいりました。今日はちょっと副反応が不安だったのですが、会議に出席することができました。

急速にワクチン接種が進んでおり、このことによる経済や雇用情勢、そして暮らしなど含めた社会の回復が期待される状況になってきていることも事実だと認識しております。

また、私たち労働者といたしましては、前回の7月2日開催の第420回審議会において紹介されましたが、私たち連合東京では、首都東京においては目指すべき水準、時給1,500円という、1,600筆を超える団体署名を提出いたしました。また同様の趣旨で、都内の様々な労働団体の方々からも要請書が提出されております。

そういった団体、さらには、東京都内で働く労働者全体の代表として、職場、労働者一人一人の声を大切にして、この場でお伝えして、実りある審議結果を出せるよう、最大限の努力をしてまいりたいと思います。

また、連合の調査にさせていただいた賃金の調査ですね、この春闘、詳細はまた後ほどの専門部会でご報告いたしますが、昨年には並びませんが、多少少ないですが、賃上げ、きっちりとさせていただいております。専門部会の場でまたご報告させていただきたいと思います。

また、今回の目安でございますけれども、全ランクで28円の引上げという公益委員の見解につきましては、昨年の東京においては引上げ額ゼロに終わったこと、ある意味、東京においては2年分という受け止め方ができるかと思っております。

中賃での審議経過、その場での中賃の藤村委員長の発言、また、事務折衝時の事務局の発言等を詳細に、かつ的確に把握しながら、これから労働側として東京の審議に臨んでまいりたいと思っております。

最後、日程感でございますけれども、従来どおりの審議日程で行われる東京以外の他の地域に対しまして、東京はオリンピック開催の競技種目が多ということから、従来になく早い日程で、かつ短期間での審議というスケジュールでございます。従来以上に濃い審議をさせていただきたく思いますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

また、先の審議ということで、他の道府県への波及もしっかり意識しながら審議していかなければならない、そういった結果を出していかなければならないと思っております。

労側といたしましては、昨年の反省の下、真摯な審議が行えるよう、最大限の努力をしてみたいと思いますので、どうぞよろしく願いしたいと思います。

以上でございます。

都留会長

ありがとうございました。

労側委員の他の委員の方、ご発言ございますか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

都留会長

それでは次に、使側はいかがでしょう。

海老澤委員

使側としては、このコロナが3日連続、また1,000人越えという状況でございますし、事業の存続、それから雇用の維持ということを最優先すべきであるということで、中賃のほうでも主張してきたところでございます。

そういうことで、現状維持ということを目指してきたわけですが、公益見解として過去最大の加重平均28円という目安を示されたことについては、非常に驚きをもって受け止めているところです。

一方で、皆さん各委員の方々のご意見があろうかと思っておりますので、そういったことを慎重に審議しながら、今年度については進めていきたいというふうに思っているところです。

以上です。

都留会長

ありがとうございました。

使側委員の他の方、ご発言ございますか。

杉崎委員

ありがとうございます。補足をさせていただきたいと思っております。

4点ほど申し上げます。

1点目はコロナ禍が非常に長引いている状況でございます。そうした中で、とりわけ宿泊・飲食業は厳しい経営環境に置かれておまして、業績も非常に厳しい企業が多いという状況になってございます。今は、雇用の維持と事業の存続を最優先にすべき状況であるという認識をもってございます。

2点目でございます。特に東京においては感染者数が再び拡大傾向にございまして、ここ数日は1,000人台という状況になってございます。

また、緊急事態宣言下にあるということでございます。飲食業を中心に、この緊急事態宣言下で経済活動が抑制されている状況でございます。

一方で、雇用状況に目を転じますと、有効求人倍率、東京では1を割っておりまして、非常に厳しい状況になってございます。

3点目を申し上げます。目安についてであります。地方最低賃金審議会で全ランク28円という大幅引上げの目安が示されました。使用者側としては到底受け入れることができない金額でございます。目安についてはあくまで参考でありまして、地方審議会の審議を拘束するものではないというふうに位置づけられております。こうした点を考慮して審議を進めていく必要があるかと思えます。

最後、4点目でございます。中央の目安審議においてもそうですし、この地方審議においてもそうでございますが、政府方針に特段の配慮をして決定するというのではなく、何よりもデータですとか、指標に基づいて議論をして、納得感のある水準を決定しているということが、この審議会に課せられた役割であり、果たすべき役割でもあると考えてございます。

こうした点を十分に認識した上で、真摯な議論を尽くしてまいりたいというふうに考えてございます。よろしく願いいたします。

都留会長

ありがとうございました。

使側委員の他の委員の方、ご発言ございますか。

加藤委員

重なる部分はありますが、一言述べさせていただきます。

まず、中賃の目安については、大変驚きをもって受け止めております。到底受け入れられるものではないということです。

先ほど事務局からも説明がありましたが、公益委員見解、特に2の(1)として⑤のところですね、現状認識ということなんでしょうけれども、①から④までの状況を総合的に勘案すれば云々ということで、3%~3.1%引き上げてきた時期と、今の状況は大きく異なるとは言えないというふうな現状認識であるということに非常に驚きました。どういう日常を送っていらっしゃるのかというふうな疑問を持たざるを得ません。

それと、先ほど小委員会報告の中で使用者側意見として申し上げられておりますけども、「最低賃金は、各種データによる明確な根拠を基に、納

得感のある水準とすべきであり、最低賃金の引上げなど、法が定める目的以外に用いるべきではない」というふうに主張しております。

東京労働局長からも、骨太の方針及び成長戦略に配慮して審議をという諮問があったわけですけれども、骨太の方針の中では、賃上げを通じた経済の底上げというふうなうたっております。

最低賃金をこうした経済施策のツールとして使うことが常態化してきております。これは最低賃金法の趣旨を逸脱しているのではないかと、非常に不安を覚えております。

この後の具体的な審議に際しては、事業の継続と雇用の確保、それから、具体的には賃金の支払能力と、こういう点に重点を置いた審議をしていくべきだというふうに考えております。

以上でございます。

都留会長

ありがとうございました。

使側の他の委員の方、ご発言ございますか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

都留会長

ただいま労側意見、使側意見を伺ったわけですが、これについて何か公益委員、ご質問等はございますか。特にないですね。

(「なし」の声あり)

都留会長

それでは、中央最低賃金審議会の答申を参考として、今後、専門部会において金額審議をお願いしたいと思います。

続きまして、議事(2)「東京都最低賃金の改正決定に係る意見について」に移ります。事務局から説明をお願いいたします。

賃金課長

東京都最低賃金の改正決定に係る意見につきましては、最低賃金法第25条第5項、同法施行規則第11条第1項に基づきまして、令和3年7月2日付、意見聴取の公示を行いました。提出期日まで26件の意見書の提出がございましたので、本日、資料1「東京都最低賃金の改正決定に係る意見書」として全てお手元にお配りしております。

また、意見書ではございませんが、要請書等のご提出がありましたので、資料集、一番最後のところに参考として全て配付してございます。

それでは、意見書の要旨及び要請書等につきまして、事務局のほうから説明

させていただきます。

賃金指導官 各労働団体からいただきました意見書に関しまして、その要旨をご紹介します。

意見書は全部で26の団体からいただきました。お手元の資料のその1の3ページに資料1-1として、意見書の提出者一覧表がございます。各団体からの意見書につきましては、資料の5ページ以降をご覧ください。

時間が限られてございますので、意見書の全部を読むことは割愛させていただきます、要旨のみのご紹介とさせていただきます。

まず、資料5ページほか、提出者1、東京地方医療労働組合連合会、提出者7、全医労東京病院支部、8、全医労村山支部、9、全医労多摩全生園支部、10、全医労東京医療センター支部、14、日本医科大学労働組合からのご意見です。

「コロナ禍だからこそ賃金を上げ、安全・安心な医療・介護の確保と地域経済回復が求められます。同時に中小企業への実効ある支援策を諸外国のように大規模に進めることが欠かせません」として、「最低賃金審議会においては、命と暮らしを守るため、労働者の置かれている実情を把握し、労働者の声を聴き、最低賃金を大幅に引き上げる判断をすることを強く求めます」という意見です。

同様の意見を、提出者16、東京民医連労働組合協立医師協同組合支部からもいただいております。

次に、資料7ページ、提出者2、足立区労働組合総連合からの意見です。

「東京における最低賃金を、1,500円以上となる大幅な引上げを実現することを求めます。また、労働者の生活の安定を目的とする最低賃金法の趣旨にのっとり、労働者の生計費を主軸に審議していただくことを求めます。

地域別最低賃金の格差解消に向け全国一律最低賃金制度の創設を審議することを求めます。

中央最低賃金審議会と厚生労働大臣に、中小企業への支援策を抜本的に強化することを求めてください。

審議会・専門部会を全面公開とし、公開の審議の場での最低賃金ライン

の労働者の意見陳述を実施するよう求めます」というご意見です。

同様の意見を、提出者3、渋谷区労働組合総連合、4、文京区労働組合総連合、6、三多摩国民春闘共闘会議、11、東京自治体労働組合総連合、13、コミュニティーユニオン東京江戸川支部、15、東京都立大学労働組合、18、民放労連関東地方連合会、19、日本出版労働組合連合会、23、新宿区労働組合総連合からもいただいております。

提出者19、日本出版労働組合連合会からは、加えて、廃止された出版業における賃金実態、公正競争の確保に関して、直接、意見陳述する場を実現してくださいという意見をいただいております。

次に、資料13ページほか、提出者5、新宿区労働組合総連合女性センター及び25、東京地方労働組合評議会女性センターからのご意見です。

「1、コロナ禍だからこそ賃金を引き上げ、消費を増やし、地域経済を活性化させることが重要です。中小企業に最賃引上げのための助成・援助措置を行い、賃金水準を引き上げていくこと、その近道は「最低賃金を引き上げること」です。

2、最低賃金は、憲法第25条、労働基準法第1条に基づき、人たるに値する生活を保障するにふさわしい水準まで大幅に引き上げられるべきです。企業の支払能力との見合いで決められるものではありません。今すぐ時給1,500円以上に引き上げられることが求められています。

3、「女性の貧困」、「子どもの貧困」をなくし、「ひとり親世帯」が普通に生活できるように、最低賃金の引上げを行うべきです。

男女賃金格差をはじめとしたあらゆる賃金格差を是正し、均等待遇原則を実現するために、最低賃金を大幅に引き上げるべきです。

地域間の経済格差を解消し、地域経済を活性化させるために、全国一律最低賃金制度を確立するべきです」というご意見です。

次に、資料29ページ、提出者12、東京都障害児学校教職員組合からの意見です。

「特別支援学校で学び、卒業していく生徒たちの多くは、非正規雇用でしかも最低賃金付近で働かざるを得ない現状です。障害があっても、保護者の援助等なしに生きていくことができる労働の保障が求められます。最低賃金

の引上げは、卒業生の働き方・人生に関わる重要な課題です。

全ての労働者とその家族、子どもの生活を保障するためにも、最低賃金は直ちに1時間1,500円以上にしてください」という意見です。

次に、資料39ページ、提出者17、郵政産業ユニオン東京地方本部からの意見です。

「郵政労働者はもとより、全ての労働者の賃金が底上げされ、健康的に生活をしながら安心して貯金ができるような余裕が持てるようになるために、東京地方最低賃金審議会は今年こそ最低賃金を引き上げるよう願います」というご意見です。

次に、47ページ、提出者20、東京春闘共闘会議からのご意見です。

「地域間格差解消に向けた「全国一律最低賃金制度」と「東京で早期に時給1,500円の実現」の実施を要請します。

また、上位企業による優越的地位の乱用、不公平取引などにより厳しい経営を余儀なくされている中小零細企業については、企業内最低賃金の引上げと、賃金体系全体の底上げに対して、直接的な支援策を拡充することを求めます」という意見です。

また、添付資料が2点あります。

1点目は、最低生活費試算調査概要として、東京で若者が普通に暮らすためには、少なくとも時給1,500円が必要であるという結論に至ったというものです。

2点目は、2020年10月に実施した、都内パート・アルバイト募集時給調査概要です。募集平均時給は全都で1,151円、昨年比プラス1円で、2019年調査における昨年比プラス62円に比べて、僅かな引上げとなったというものです。

次に、53ページ、提出者21、東京地方労働組合評議会青年部協議会からのご意見です。

「青年労働者を取り巻く実態を踏まえた上で、人たるに値する生活を保障するものかどうかという観点から審議していただくとともに、東京で早期に最低賃金1,500円の実現を求めます」という意見です。

次に、資料55ページ、提出者22、全労連・全国一般労働組合東京地

方本部からの意見です。

「現行法によるランク制の下でも、地域別最低賃金の格差を解消するとともに、世界の主流である全国一律最賃制を早期に実現するように、政府に働きかけていただきたい。また、そのための最低賃金法改正を実現していただきたい。

東京の最低賃金は、生計費調査の結果に基づけば1,500円以上必要となります。日本ではナショナル・ミニマム基準がないことからこの調査を基に東京の最低賃金を早期に1,500円とされたい。

最低賃金は、時給だけでなく月額での規定を再度決定し、安定した生活の保障を講じられたい。

2021年度東京地方最低賃金審議委員に立候補した東京春闘共闘会議推薦者の者が選考されなかった具体的な理由と選考基準を明らかにするとともに、基発45号に基づく公正な選出を行うこと。

最賃審議会、専門部会の情報公開を完全に行うとともに、最低賃金で生活する労働者の意見陳述を実現すること」という意見です。

次に、59ページ、提出者24、東京パート非正規労働者連絡会からの意見です。

「全国一律最低賃金制度とすること。

最低賃金を、直ちに時給1,500円に引き上げること」という意見です。

また、添付資料として、最低賃金近傍労働者の男女別・雇用形態別分布等の資料が提出されております。

最後に、143ページ、提出者26、東京土建一般労働組合からの意見です。

「私たちの要求は全国どこでも早期に時間額1,500円以上、東京では今すぐ1,500円を実現することです。そのために、具体的な審議、決定をお願いします。

最低賃金の地域間格差をなくし、全国一律の最低賃金制度にしてください。

最低賃金引上げに伴い、中小企業への支援策を拡充してください。

東京で、最低賃金に近い収入で暮らす若年労働者、非正規労働者の直接公開の意見陳述を実施してください」という意見です。

添付資料として、208名の組合員からの自筆の意見書の写しが添付されております。

以上が、令和3年度の東京都最低賃金審議に当たって、東京地方最低賃金審議会に寄せられた意見の要旨です。

続きまして、意見書ではありませんが、最低賃金に関する要請がありましたのでご紹介いたします。お手元の資料の一番最後から4ページ目の参考目次をご覧ください。

まず、参考1です。東京弁護士会より、2021年6月30日付で、東京地方最低賃金審議会会長宛て、最低賃金額の引上げと中小企業の中小企業の支援策を求める会長声明と題する文書が提出されております。

参考2は、東京春闘共闘会議から、2021年7月7日付で、東京労働局長宛て、全国一律最低賃金制度と東京で早期に時給1500円の実現、東京最賃審議会の全面公開と意見陳述を求める要請書と題する要請書が提出されております。

参考3は、東京春闘共闘会議から、全国一律最低賃金制度の創設と東京で今すぐ時給1,500円以上の実現を求める要請と題する署名について、累計2万866筆提出されましたので、中央のテーブルに置かせていただいております。署名には、東京土建一般労働組合からのものも含まれています。

参考4は、東京春闘共闘会議から提出されました、自治体キャラバン17、全都募集時給調査報告・2020年10月実施です。

参考5は、東京春闘共闘会議から提出されました、東京都最低生計費試算調査の結果について、2019年12月18日、東京地方労働組合評議会です。

参考6は、東京春闘共闘会議から提出されました「コロナにまけない！食料×生活支援プロジェクト」、東京地方労働組合評議会コロナ対策本部です。

参考7は、東京春闘共闘会議から提出されました、最低賃金について菅

首相に伝えたいこと、全国生協労働組合連合会です。

参考 8 は、東京春闘共闘会議から提出されました、中小企業支援に全力入れて、最低賃金の引上げで地域循環経済を、東京地方労働組合評議会／東京春闘共闘会議となります。

参考 4 から 8 につきましては、お手元に別冊でお配りをしております。
意見書の要旨及び要請書については以上です。

都留会長 ありがとうございます。

提出された意見等について、何かご意見、ご感想などはありますか。まず、労働側はいかがでしょう。

田代委員 これだけの意見書を含めて提出いただいております。その代表といたしまして、結果を含めてしっかり頑張っていきたいと思っております。よろしくお願いたします。

都留会長 労側、他の委員の方ありますか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

都留会長 使側委員、いかがでしょうか。

海老澤委員 いろいろご意見があるということ踏まえまして、今後の審議に臨みたいというふうに思います。

都留会長 ありがとうございます。

使側委員の他の委員の方、ございますか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

都留会長 今回提出された意見書を通じて、働いている方の様々な実態が伝わってきたと思います。

また、審議会の運営に関しても様々なご意見があるということも理解しました。そのことを踏まえて審議をしていきたいと考えます。

次に、議事(3)「労働経済関係統計資料等について」ですが、事務局から説明をお願いします。

賃金指導官 こちらの紙ファイルの前半部分の資料(その1)の資料2から資料10について説明をさせていただきます。

資料2、主要指標の推移をご覧ください。

事務局で作成いたしました219ページ以降の資料についてご説明させ

ていただきます。

219ページの労働経済関係資料(その1)は、雇用、賃金、労働時間、求人倍率等の雇用状況に関する資料となります。

裏面220ページの労働経済関係資料(その2)には、鉱工業指数、所得・消費、物価指数、企業倒産等の状況といった雇用を取り巻く経済環境に関する資料となっております。

続きまして、221ページの資料2-2をご覧ください。

東京都及び内閣府で発表している都内総生産、国内総生産の数値となっております。東京都の数値は令和2年度以降の公表を休止しております。

続きまして、資料2-3、222ページをご覧ください。

内閣府で発表されている都民及び国民1人当たりの所得及び雇用者報酬の額となります。令和元年度以降の数値は現時点で公表されておられません。

続いて、資料2-4、223ページをご覧ください。

東京都内の中小企業の設備投資の動向について、四半期ごとの推移を示したものになります。

続いて、資料2-5、224ページをご覧ください。

内閣府から発表されている機械受注統計調査報告に基づく資料となります。船舶、電力を除く年次の動向を示したものとなります。

続いて、資料2-6、225ページをご覧ください。こちらは国土交通省で発表されている建築着工統計調査に基づくものです。

続いて、資料2-7、226ページをご覧ください。こちらは経済産業省が実施している商業動態統計の百貨店・スーパー販売額の統計数値となっております。

続きまして、資料3、経済情勢関係資料についてご説明いたします。

229ページ以降の資料3-1には、全国の景気を示す指標として、本年7月1日に発表されました日銀の短観(概要)2021年6月を掲載させていただいております。全国の約1万社の企業を対象に四半期ごとに実施しているものになります。

続きまして、247ページの資料3-2、東京都中小企業の景況になります。

こちらは東京都の中小企業の景気を示す指標として、東京都産業労働局から発表されたものになります。

続きまして、資料4、賃金関係資料についてご説明させていただきます。

まず、資料4-1から4-3までの資料におきましては、賃金構造基本統計調査の数値から事務局が作成した資料となります。

255ページの資料4-1は、東京都内における高卒、大卒の新規学卒者の初任給の額の推移をそれぞれ男女別に集計したものになります。

資料4-2、257ページをご覧ください。

短時間労働者のうち、女性の1時間当たりの所定内給与の推移を示したものになります。最低賃金の影響を受けやすいと言われる女性に着目した形で作成した資料になりますが、こちらの資料4-1及び4-2については、令和2年以降、集計方法が変更されたため、前年分までと単純に比較できないかと思われそうですが、ご参考までに掲載しております。

続きまして、259ページの資料4-3をご覧ください。

東京を含めたAランク内及び全国平均における女性の短時間労働者の1時間当たりの所定内賃金額の推移をまとめたものになります。

こちら先ほど同様、令和2年以降、集計方法が変更されたため、前年分までと単純に比較できないものですが、表を分けて参考掲載としております。

続きまして、261ページ、資料4-4をご覧ください。

こちらは今年の春季賃上げ状況の資料となります。

資料の261ページは春季賃上げ要求、262ページが妥結状況となります。

また、263ページに過去10年間の要求・妥結結果が示されたものになります。

続いて、資料5についてご説明させていただきます。こちらは生計費関係の資料になります。

267ページの資料5-1は、Aランク内（主要都市）における標準生計費の推移の数値を比較したものになります。

裏面になりますが、268ページの資料5-2は、Aランク内における

家計収支費の推移です。総務省が発表しております全国消費実態調査に基づき、主要都市の実収入・実支出等の推移を表にまとめたものになります。

続きまして、資料5-3、269ページをご覧ください。

Aランク内における消費者物価地域差指数の推移となります。こちらは令和2年については現時点で公表されておられません。

続きまして、270ページ、資料5-4をご覧ください。

平均消費性向の推移について記載しております。注意書きにもございますように、平均消費者性向とは、可処分所得に対する消費支出の割合を示したものになります。

続いて、資料6は最低賃金の推移関係資料になります。

273ページの資料6-1ですが、こちらは東京を含めたAランク内における地域別最低賃金の推移になります。平成21年度以降のAランク内の最低賃金額引上げ率発効日をまとめた表になっております。

続きまして、274ページの資料6-2をご覧ください。

こちらはAランク内における最低賃金額と一般賃金水準との比較になります。左から一般労働者、パート女性労働者、高卒初任給となっており、賃金水準と最低賃金の比率・比較を表したものとして表にまとめております。

こちらも先ほど同様、令和2年以降、集計方法が変更されているため、パート女性労働者の数値が前年分までと単純に比較できないものとなっておりますが、参考掲載しております。

続きまして、275ページの資料6-3をご覧ください。

こちらはAランク内における全国加重平均による地域別最低賃金の影響率と未満率の推移を表したものになります。注意書きにありますように、影響率は当該年度の最低賃金の改正により、その改定後に最低賃金を下回る労働者数の割合になります。

また、未満率につきましては、当該年度の最低賃金を引き上げる前、つまり現在設定されている最低賃金を下回っている労働者の割合になります。

続きまして資料7をご覧ください。

今年度の最低賃金に関する実態調査として、令和3年度最低賃金に関する

る基礎調査結果となります。

279ページの資料7-1をご覧ください。

調査対象事業所数は東京労働局の場合、本年約3,500事業所に調査票を送付し、回答を得た調査対象事業所に雇用される労働者は約1万3,000人となっております。

調査結果についてご説明いたします。資料の281ページをご覧ください。

総括表(1)として、全労働者を対象としたもので、表の左側が事業所の規模別、右側が年齢別の集計結果となります。

一番左の欄に1時間当たりの所定内賃金額が1円刻みに記載されており、各行に累積労働者数と累積構成比が示されております。上段が累積労働者、下段が累積構成比になります。

未満率についてご説明いたします。

現在、東京の最低賃金は1,013円ですので、1,012円の欄をご覧くださいと、1,012円で支払いを受けている方の累計労働者数、累計構成比が示されております。累計構成比1.7%となっておりますので、令和3年度における全体の未満率は1.7%ということになります。

次に、285ページをご覧ください。

こちらの表はパート労働者を対象としたものになります。先ほどと同様に1,012円の欄をご覧くださいと、パート労働者の未満率は2.4%という数字になっております。

次に、289ページ、総括表(2)をご覧ください。

こちらは全労働者対象で、左側が男性の年齢別、右側が女性の年齢別の集計結果となっております。こちらと同様に1円刻みの各行に、累積労働者数と累積構成比が示されたものになります。

次に、資料7-3をご覧ください。先ほどの集計表をグラフにしたものになります。

297ページから303ページまでは、1円刻み、10円刻み、100円刻みでそれぞれ棒グラフとして示したものになります。

次に305ページ、資料7-4をご覧ください。

こちらは東京都における最低賃金の未満率の推移です。先ほど申しましたように、令和3年度につきましては、全体の未満率が1.7%となっております。こちらでは平成27年度からの推移をまとめたものになります。

306ページの資料7-5をご覧ください。

東京都の最低賃金の影響率の推移となります。

続きまして、資料8をご覧ください。

最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果に関する資料となります。

毎年1月から3月にかけて、全国で最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導を行っております。上段が東京の数値、下段が全国の数値となっております。

下の注に記載しておりますとおり、令和3年は緊急事態宣言等が発出されたことに伴い、監督の実施を延期したため、例年より監督結果が少なくなっております。

続きまして、311ページの資料9をご覧ください。

最低賃金の国際比較の資料になります。

本年5月26日の第1回目安制度の在り方に関する全員協議会において配付された資料の抜粋となります。

続きまして、資料10をご覧ください。

賃金引上げ等生産性向上に向けた支援等に係る資料になります。

317ページをご覧ください。

令和3年度業務改善助成金のリーフレットです。事業所内で最も低い時間給を20円以上引き上げた中小企業、小規模事業者に対して、設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度で、引き上げる労働者数に応じて上限額が異なります。

また、319ページをご覧ください。働き方改革推進支援センターにおいては、賃金引上げのための業務改善に関する相談に関し、無料相談をワンストップで支援しております。

続きまして、321ページから323ページには、中小企業等の生産性向上等に係る支援策（助成金）を東京労働局でまとめた表及び新型コロナ

ウイルス感染症に伴う各種支援制度について、内閣官房ホームページに記載されたものになります。

321ページでは、中小企業等の生産性向上等に係る支援策として、先ほどご説明した業務改善助成金をはじめ、キャリアアップ助成金など、様々な支援策がございますので、東京労働局におきましても、これらの制度の周知を今後も行っていきたいと考えております。

私からの説明は以上です。

都留会長

ありがとうございました。

ただいまの説明内容に関して、何かご質問があればお願いします。

労側。

田代委員

多岐にわたるご説明、ありがとうございました。最後のほうにご説明されたところですけど、業務改善助成金については、パンフレットをつくっていろいろ周知されていると思うんですけども、この東京での実績とかは何か分かるんですか。今すぐでなくていいんですけど、利用実績、もしくは申請したけれども駄目だったとか、そういったデータはあるものなのでしょうか。

賃金課長

専門部会のほうで報告させていただいてもよろしいでしょうか。

都留会長

労側委員、ほかに質問ございますか。

(「なし」の声あり)

都留会長

使側委員、質問ございますか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

都留会長

それでは、議事(4)「その他」に進みます。

何か予定の議題以外に審議すべき事項がありますか。労側委員、使側委員、事務局、ございませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

都留会長

よろしければ審議を終了したいと思います。その前に、今年度の審議に当たって、会長としての所感を述べさせていただきたいと思います。

主に3点ありまして、一つは法的なこと、2番目は経済的なこと、3番目は審議の進め方に関わることです。

最初の法律的なことですが、最低賃金法の第1条を読み上げさせていた

だきます。

この法律は、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。これが第1条の内容です。

私が毎年、最低賃金審議会を進めるに当たって参考としている労働調査会出版局編の最低賃金法の詳解という本のこの趣旨説明を読み上げます。この第1条ですね。

本条は、最低賃金の目的を規定したものである。最低賃金制の目的は、第一義的には低賃金労働者に賃金の最低額を保障し、その労働条件の改善を図ることにあることは言うまでもない。したがって、本条においても、この本法の第一義的目的として掲げているが、最低賃金制実施の効果は、社会政策、労働政策、経済政策等の各分野に及ぶものであるから、これらの分野において効果を上げることも第二義的目的として掲げ、究極的には国民経済の健全な発展に寄与しようとするものであることを明らかにしているということです。この最低賃金法の趣旨の原点に立ち戻って審議をしをしていただきたいということです。

第2点目は、私は経済学者ですから、経済学的な観点から今の第1条の内容を眺めてみますと、こういうことになります。

賃金は、まず何よりもコストです。企業のコストには様々な費用がありますが、その中でもかなりの大きな比重を占めるコストであります。他方、賃金は消費需要の恐らく最も大きな源泉です。こういう二面性があります。

さらに、最近の経済学の知見では、賃金には労働インセンティブに影響を与える側面があるということが明らかになっています。これは先ほど私が読み上げました最低賃金法の第1条の中で、もって労働力の生活の安定、労働力の質的向上、ここに関わることであるというふうに考えます。

3番目、今年の審議の在り方についてですが、最低賃金をめぐっては、先ほど言いましたように、コストという面と労働者の生活安定の源泉という面がありますので、労使間に対立があるということは、ある意味自明なことです。

議論において、やはり私はこの最低賃金法の趣旨、特に、もって以降の趣旨をも踏まえて、その原点に立ち戻りながら議論を尽くしていただきたいと考えます。

そして、議論を尽くしたら、民主主義のルールに従って冷静な結論を得ていただきたい、これが会長としての私の所感です。

以上です。

事務局から連絡事項等がありますか。

賃金課長 次回の開催日程につきましては、後日事務局よりご連絡をさせていただきます。各委員皆様方のご出席をよろしくお願いいたします。

以上です。

都留会長 それでは、今回はこれにて終了といたします。本日はありがとうございました。